

第27回会合 中間発表会
TDBC最新報告と今後のスケジュール

17:00~17:10

2025年3月18日

一般社団法人 運輸デジタルビジネス協議会
小島 薫

WG03 「ライドシェアなどの新たな取り組みによる公共交通の未来への挑戦（仮）」

- 株式会社フジタクシーグループでの日本版ライドシェアの実施状況についてのヒアリング及びTDBC事務局との協議を実施
（日本版ライドシェア「フジタクシーモデル」新たな担い手、既存のタクシードライバー、利用者の三方良し）
- 株式会社東京交通新聞社との情報交換の実施
「交通空白解消・官民連携プラットフォーム」
- 「地域に合った移動の仕組みづくり」シンポジウム
～「交通空白」解消・官民連携PF/地域の公共交通リ・デザイン実現会議キャラバン～名古屋への参加
- **「交通空白」解消・官民連携プラットフォームへの会員参加**

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000237.html



- 物流は国民生活や経済を支える**社会インフラ**であるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題。さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
 - 何も対策を講じなければ、**2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足**の可能性。
 - **荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力**して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、**(1) 商慣行の見直し、(2) 物流の効率化、(3) 荷主・消費者の行動変容**について、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。
- ➡ 中長期的に継続して取り組むための枠組みを、**次期通常国会での法制化(*)**も含め確実に整備。

出典：我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議
令和5年6月2日
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/pdf/seisaku_package.pdf

1. 具体的な施策

2. 施策の効果（2024年度分）

(1) 商慣行の見直し

- ① 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制的措置等の導入(*)
- ② 納品期限（3分の1ルール、短いリードタイム）、物流コスト込み取引価格等の見直し
- ③ 物流産
- ④ 荷主・
- ⑤ 物流の
- ⑥ トラック

	(施策なし)	(施策あり)	(効果)
・ 荷待ち・荷役の削減	3時間	→ 2時間×達成率3割	: 4.5ポイント
・ 積載効率の向上	38%	→ 50%×達成率2割	: 6.3ポイント
・ モーダルシフト	3.5億トン	→ 3.6億トン	: 0.5ポイント

(2) 荷主・消費者の行動変容

- ① 即効性
- ② 「物流（鉄道・
- ③ 「物流（自動
- ④ 「物流
- ⑤ 道路・
- ⑥ 高速道
- ⑦ 労働生
- ⑧ 特殊車両運行制度に関する見直し・利便性向上
- ⑨ ダブル連結トラックの導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
- ⑪ 地域物流等における共同輸配送の促進(*)
- ⑫ 軽トラック事業の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化(*)
- ⑬ 女性や若者等の多様な人材の活用・育成

(1) 商慣行の見直し

- ① 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制的措置等の導入(*)
- ② 納品期限（3分の1ルール、短いリードタイム）、物流コスト込み取引価格等の見直し
- ③ 物流産業における多重下請構造の是正に向けた規制的措置等の導入(*)
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（トラックGメン（仮称））
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた適正運賃収受・価格転嫁円滑化等の取組み(*)
- ⑥ トラックの「標準的な運賃」制度の拡充・徹底

- 速やかに実施
 - ・ 2024年度に向けた**業界・分野別の自主行動計画**の作成・公表
 - ・ 2030年度に向けた**政府の中長期計画**の策定・公表
- ・ 2024年における規制的措置の具体化を前提とした**ガイドライン**の作成・公表等

(3) 荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の**経営者層**の意識改革・行動変容を促す規制的措置等の導入(*)
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を**評価・公表**する仕組みの創設
- ③ **消費者**の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ **再配達削減**に向けた取組み（**再配達率「半減」**に向けた対策含む）
- ⑤ 物流に係る**広報**の推進

2024年初に政策パッケージ全体のフォローアップ

物流革新に向けた政策パッケージの具体化

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」の可決成立、公布（2024年5月15日）

物資の流通の効率化に関する法律 （物流効率化法）

- 荷待ち、荷役時間の把握と短縮
- 積載効率（積載率×実車率）の向上
- 中長期計画の作成、定期報告等
- 物流統括管理者（CLO）の選任

省令等
荷役等の効率化に関する判断基準等

3省合同会議「合同会議取りまとめ」

貨物自動車運送事業法 （運送事業法）

- 運送契約を締結するときは、運送の役務の内容及びその対価等を書面に記載して相互に交付（適正な運賃の收受）
- [元請]実運送体制管理簿、下請管理等

国土交通省令等
貨物自動車運送事業法施行規則等の改正

新しい標準的な運賃の告示/標準貨物自動車運送約款の一部改正
貨物自動車運送事業輸送安全規則改正/解釈及び運用について

トラック・物流Gメン（荷主等への働きかけ、荷主勧告制度）
公正取引委員会（物流特殊指定、下請代金支払遅延等防止法運用基準、下請法改正予定）

新物効法の施行に向けた合同会議取りまとめのポイント

本合同会議の開催趣旨

- **新物効法の施行**に向けて、**国交省・経産省・農水省 3省の審議会の合同会議**※を開催し、国が定める**基本方針、判断基準、特定事業者の指定基準**等の具体的な内容を審議の上、令和6年11月に**取りまとめ**。

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

基本方針のポイント

(1) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標

- ・ 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。
 - ① 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**（1人当たり年間125時間の短縮）
 - ② 5割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%に増加）

(2) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

- ・ 設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、物流人材の育成等の支援

(3) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し、荷主・物流事業者等が講ずべき措置

- ・ 積載効率の向上等 ・ 荷待ち時間の短縮 ・ 荷役等時間の短縮

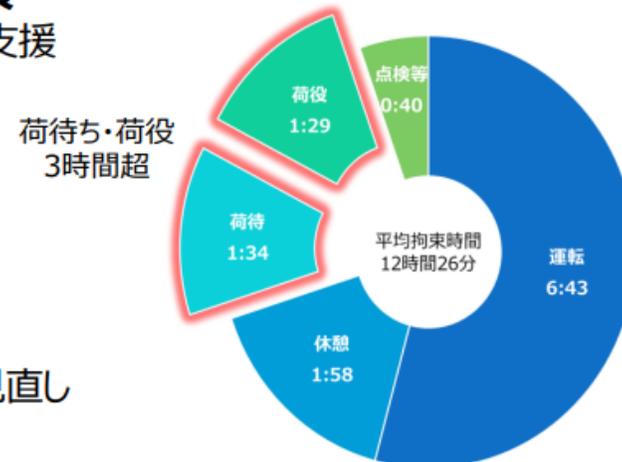
(4) 集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する事業者の活動に関する国民の理解の増進

- ・ 再配達の削減や多様な受取方法等の普及促進 ・ 「送料無料」表示の見直し
- ・ 返品削減や欠品に対するペナルティの見直し

(5) その他トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に必要な事項

- ・ 物流に関わる多様な主体の役割 ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提事項

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】



(トラック輸送状況の実態調査(R2)より)

出典：3省合同会議「合同会議取りまとめの概要」
(2024年11月27日)

<https://www.meti.go.jp/press/2024/11/20241127002/20241127002-1.pdf>

3省合同会議「合同会議取りまとめ」
(2024年11月27日)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/distribution/pdf/20241127_1.pdf

新物流2法の今後の予定

2025年1月31日

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令を閣議決定。

施行期日を定める政令により、**物流改正法の施行期日を令和7年4月1日**とする。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000317.html

2025年2月28日

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う**関係省令・告示の公布（基本方針、判断基準等）**

https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000854.html

2025年3月XX日
物流効率化法 解説書、事例集

2025年1月31日
改正貨物自動車運送事業法 Q & A

2025年4月1日

新物流2法（物資の流通の効率化に関する法律、貨物自動車運送事業法）施行

<荷主・物流事業者の判断基準等>

- **すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

出典：中国運輸局「② 改正物流法の施行に向けた情報」

<https://www.tmlit.go.jp/c/hugoku/content/000341385.pdf>

① 積載効率の向上等

- ・ 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・ 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・ 配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化 等



地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散 等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入による荷役等の効率化
- ・ 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- ・ バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化 等



パレットの利用や検品の効率化

<荷主等の取組状況に関する調査・公表>

- 荷主等の判断基準について、**物流事業者を対象として定期的なアンケート調査**を行い、上記①～③の**取組状況を把握**するとともに、これらの回答の**点数の高い者・低い者も含め公表**（点数の低い者の公表を検討する際は、ヒアリング等により適切に実態を把握する）。

<物流に係る事業者等の責務>

- 荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモール等の運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、**運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者**についても、その**取組方針や事例等を示す**ことを検討。21

<特定事業者の指定基準>

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる**一定規模以上の事業者（特定事業者）**について、全体への寄与度が高いと認められる**大手の事業者が指定**されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者
取扱貨物の重量 9万トン以上
(上位3,200社程度)

特定倉庫業者
貨物の保管量 70万トン以上
(上位70社程度)

特定貨物自動車運送事業者等
保有車両台数 150台以上
(上位790社程度)

<中長期計画・定期報告の記載内容>

中長期計画

- 作成期間
 - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
 - (1) **実施する措置**
 - (2) 実施する措置の**具体的な内容・目標等**
 - (3) 実施**時期** 等

定期報告

- 記載内容
 - (1) 事業者の**判断基準の遵守状況**（チェックリスト形式）
 - (2) 判断基準と**関連した取組に関する状況**（自由記述）
 - (3) **荷待ち時間等**の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
 - ・ 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
 - ・ 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。

<物流統括管理者（CLO）の業務内容> ※CLO：Chief Logistics Officer

○**物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

出典：中国運輸局「② 改正物流法の施行に向けた情報」

<https://www.tdbc.mlit.go.jp/c-hugoku/content/000341385.pdf>



積載効率の向上等

- トラック事業者が複数の荷主の貨物の積合せ等に積極的に取り組めるよう、**実態に即した適切なリードタイムの確保**や**荷主間の連携**に取り組むこと
- トラック事業者の運行効率向上のため、**繁閑差の平準化**や**納品日の集約**等を通じた**発送量・納入量の適正化**や、**配車システムの導入**等を通じた**配車・運行計画の最適化**に取り組むこと
- 適切なリードタイムの確保や**発送量・納入量の適正化**ができるよう、**社内の関係部門（物流・販売・調達等）の連携を促進**すること 等



出典：中国運輸局「② 改正物流法の施行に向けた情報」

<https://www.tdbc.mlit.go.jp/c/hugoku/content/000341385.pdf>

荷待ち時間の短縮

- トラックが一時に集中して到着することがないように、**トラック予約受付システムの導入**や**混雑時間を回避した日時指定**等により、**貨物の出荷・納品日時を分散**させること（システムについては、実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行うこと） 等



荷役等時間の短縮

- **パレット、カゴ車等の輸送用器具**の導入により、荷役等の効率化を図ること
- 貨物の出荷の際に、**出荷荷積み時の順序**や**荷姿を想定した生産・荷造り**等を行うこと
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等により、**トラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化**を図ること
- ASNの活用、バーコード等の商品の識別タグの導入等により、**検品の効率化**を図ること
- **バース等の荷捌き場**を**貨物の量に応じて適正に確保**し、作業環境を整えること 等

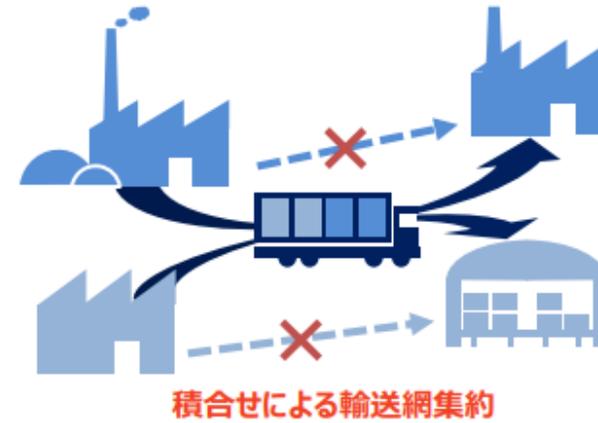


積載効率の向上等

- 複数の荷主の貨物の積合せを行うこと等により、**輸送網を集約**すること
- 荷主や他のトラック事業者等と協議を実施し、**配送の共同化**に取り組むこと
- 求貨求車システム等を活用した復荷の確保により、**実車率の向上**を図ること
- 配車システムの導入等により、**配車・運行計画の最適化**を行うこと
- 輸送量に応じた大型車両の導入等により、**積載することが可能な貨物の総量を増加**させること

- ※ このほか、合同会議の取りまとめを踏まえ、
- ・トラックドライバーの荷待ち・荷役等時間を把握し、荷主が自ら荷待ち・荷役等時間を把握することが難しい場合に実際に要したこれらの時間について情報提供すること
 - ・関係事業者がトラック予約受付システムを導入している場合は、そのシステムを利用すること
 - ・荷主が指示した時刻・時間帯に遅延する場合は荷主や寄託倉庫にその状況を報告するとともに、理由なく必要以上に早くトラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着しないよう、効率的な配車・運行に努めること。
 - ・取引先に対して、共同輸配送のための個建て運賃の導入やリードタイムに応じた運賃設定、標準仕様パレットの活用などの提案を行うこと

等にも取り組んでいただきたい。



出典：中国運輸局「② 改正物流法の施行に向けた情報」

<https://www.tbrc.go.jp/c/hugoku/content/000341385.pdf>

物流革新に向けた政策パッケージの具体化

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」の可決成立、公布（2024年5月15日）

物資の流通の効率化に関する法律 （物流効率化法）

- 荷待ち、荷役時間の把握と短縮
- 積載効率（積載率×実車率）の向上
- 中長期計画の作成、定期報告等
- 物流統括管理者（CLO）の選任

省令等
荷役等の効率化に関する判断基準等

3省合同会議「合同会議取りまとめ」

貨物自動車運送事業法 （運送事業法）

- 運送契約を締結するときは、運送の役務の内容及びその対価等を書面に記載して相互に交付（適正な運賃の收受）
- [元請]実運送体制管理簿、下請管理等

国土交通省令等
貨物自動車運送事業法施行規則等の改正

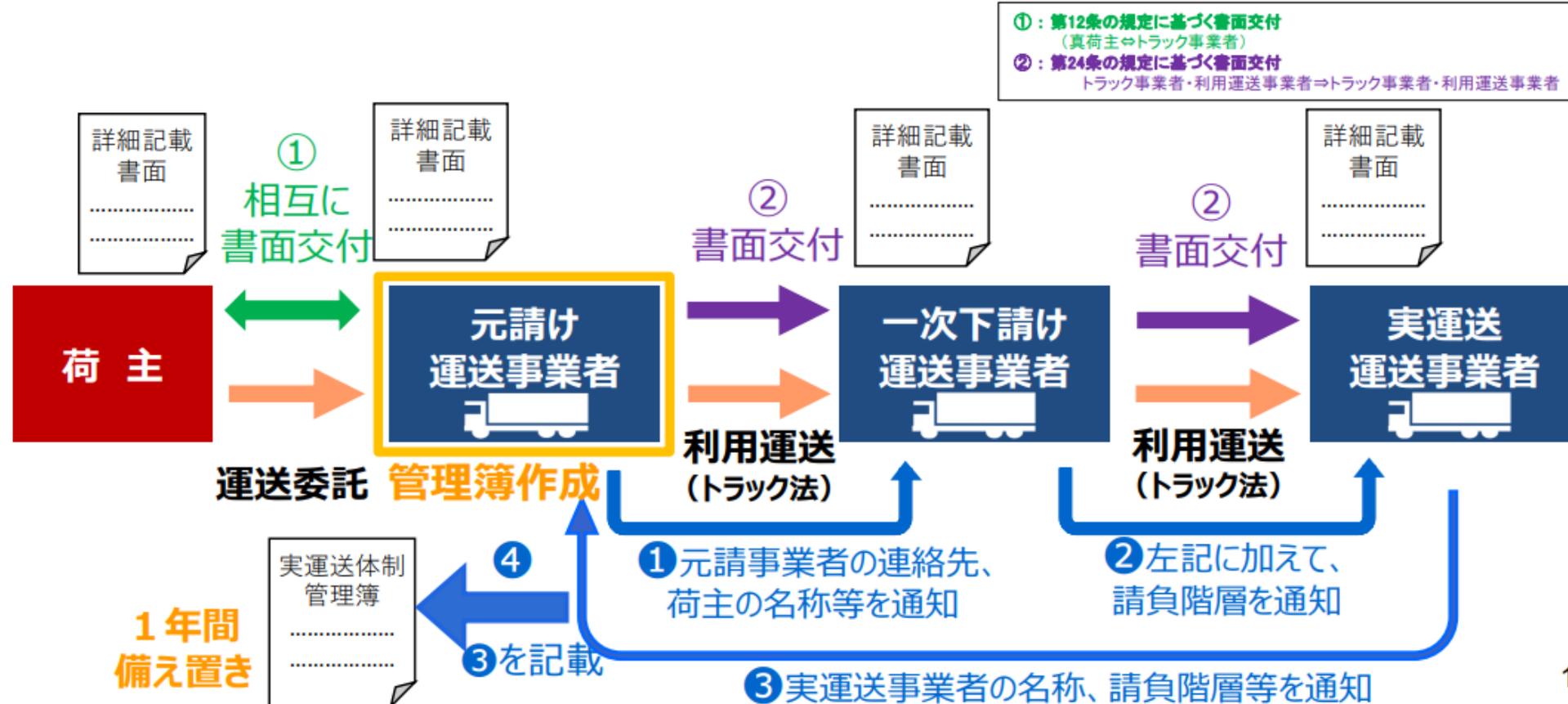
新しい標準的な運賃の告示/標準貨物自動車運送約款の一部改正
貨物自動車運送事業輸送安全規則改正/解釈及び運用について

トラック・物流Gメン（荷主等への働きかけ、荷主勧告制度）
公正取引委員会（物流特殊指定、下請代金支払遅延等防止法運用基準、下請法改正予定）

- 運送契約の締結等に際して、提供する**役務の内容**や**その対価**（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む）等について記載した**書面の交付**等を**義務付け**。
- 運送体制の明確化を図るため、**元請事業者**に対し、**実運送事業者の名称**、**請負階層**等を記載した**実運送体制管理簿の作成**を**義務付け**。

出典：中国運輸局「② 改正物流法の施行に向けた情報」

<https://www.tbmlit.go.jp/c/hugoku/content/000341385.pdf>



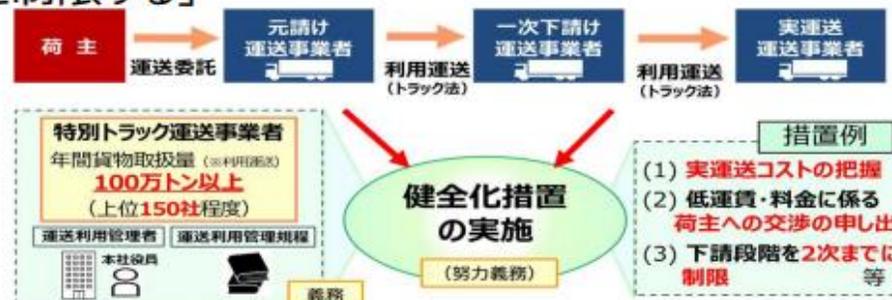
健全化措置関係 ※赤字は省令事項

- 元請事業者等に対し、以下の**発注適正化（健全化）措置**を講ずることを**努力義務化**
- 前年度に行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量の合計量が**100万トン**以上の事業者に対し、**運送利用管理規程**の作成、**運送利用管理者**の選任を**義務付け**

【健全化措置の内容】

- ① 利用運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して下請けに出すこと（ここで標準的運賃も勘案することが適当）
- ② 「荷主が提示する運賃・料金 < ①の概算額」である場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること
- ③ 例えば、「下請事業者が更に下請け（2次請け）に出す場合には、そこから先（3次請け以降）に委託することを制限する」などの条件を付すること

※**全体の半分程度**をカバーする基準を設定。
 <参考：100万トンの場合>
 令和2年度：49.2%（144者）
 令和3年度：47.8%（158者）
 令和4年度：45.1%（156者）



出典：中国運輸局「② 改正物流法の施行に向けた情報」

<https://www.tbmlit.go.jp/c/hugoku/content/000341385.pdf>



③ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改正内容

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正案

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



(令和7年3月11日)「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」の閣議決定等について

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311_kakugikettei.html

出典：「下請法・下請振興法改正法案の概要」

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311_gaiyou02.pdf

まとめ 新物流2法での重要なポイント

- **適正な時間の実現と適正な賃金（運賃）の実現**
- **物流の効率化** → フィジカルインターネットの実現
 - 積載効率の向上～環境負荷軽減
 - 物流標準化（パレット、外装等）
- **発着荷主、運送事業者等間の連携**
 - 自社の都合ではなく、サプライチェーンでの最適化
 - デジタル技術の活用
 - 物流情報標準ガイドライン等の標準化
(企業間でのデジタル連携、個別対応の排除)
- **その実践には、仕組みが必要**



3社連携による新物流2法への対応支援モデル

ウイングアーク1st、アスア、traevoの3社が連携して荷主・運送事業者の「新物流2法」における物資の流通の効率化に関する法対応支援で連携
～ 法施行に向けた早期対応を実現 ～



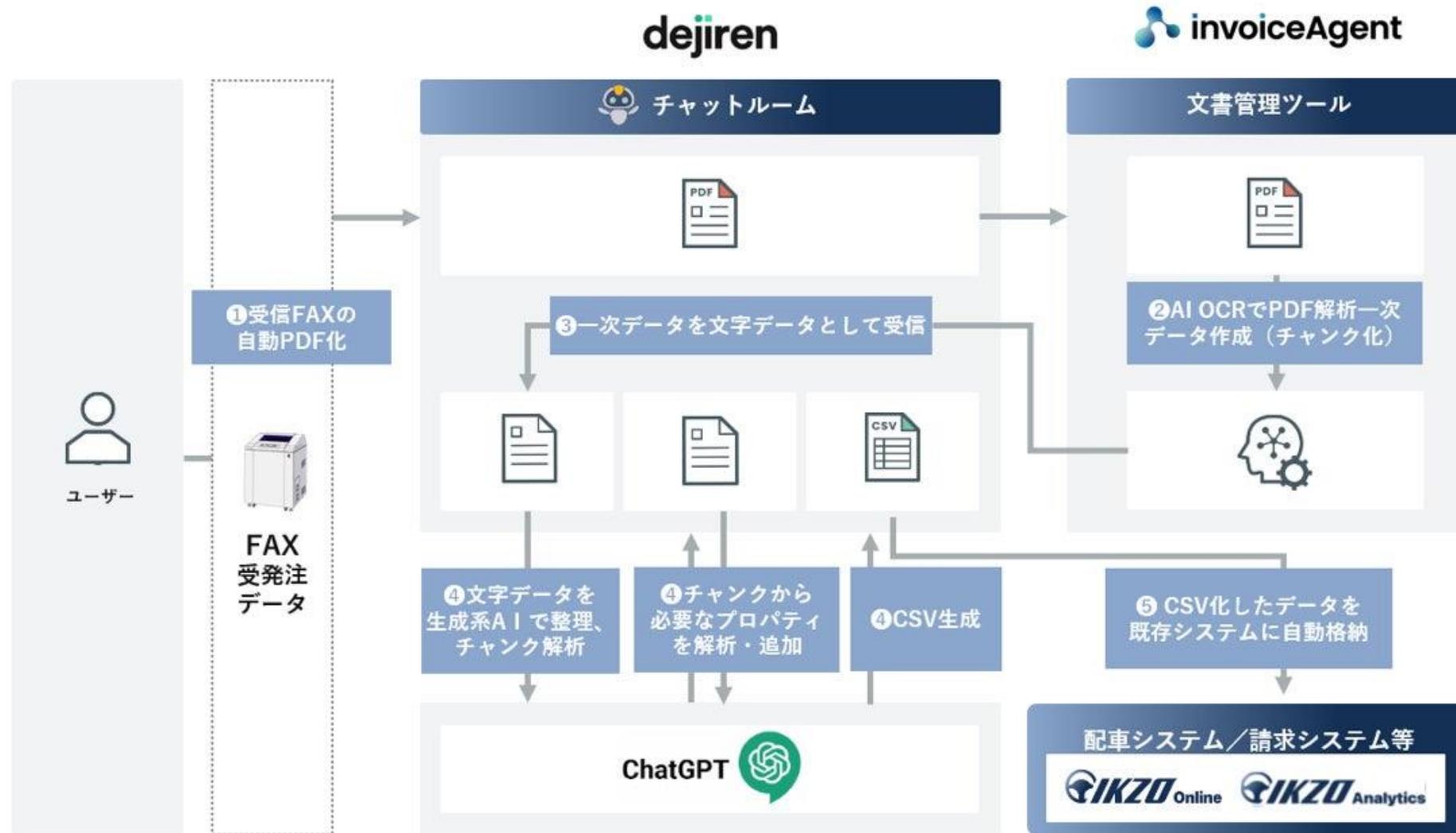
ウイングアーク1st、アスア、traevoの3社が連携して荷主・運送事業者の「新物流2法」における物資の流通の効率化に関する法対応支援で連携 (2025年2月13日)

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000014.000096966.html>

新物流2法対応サービスの実証成果を公開

経済産業省による令和5年補正「荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業」では、株式会社ハルテG Cが業務情報の統合と分析高度化による業務改善、総労働時間の削減で成果

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/00000257.000053341.html>



- 改正貨物自動車運送事業法（令和7年4月1日施行）について
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn4_000014.html

「改正貨物自動車運送事業法の施行について」

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001865378.pdf>

- 物流効率化法「合同会議取りまとめ」（2024年11月27日）
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/distribution/pdf/20241127_1.pdf

- 新物流2法施行に伴う関係省令・告示の公布（2025年2月18日）
（基本方針、判断基準等）
https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000854.html

- 中国運輸局「② 改正物流法（新物流2法）の施行に向けた情報」
<https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/content/000341385.pdf>

- [特別レポート] 物流革新に向けた政策パッケージの法制化とその対応について
流通ネットワークキング 2024年5・6月号（TDBC寄稿）
<https://tdbc.or.jp/news/2024/664c21abc24cf24524fe2471/>
- [特別レポート] 物流関連2法成立と適正な運賃・料金収受のための運送契約のデジタル化、
実運送体制管理簿の作成
流通ネットワークキング 2024年7・8月号（TDBC、ウイングアーク1st共著）
<https://tdbc.or.jp/news/2024/668b61bc36015f442207030a/>
- [特別レポート] 物流の2024年問題を解決する荷待ち時間ゼロの取り組み「荷待ち時間ゼロガイドライン」
流通ネットワークキング 2024年9・10月号（TDBC寄稿）
<https://tdbc.or.jp/news/2024/66de4ef0b52b31b5d363ba83/>
- [特別レポート] 新物流2法で求められるサプライチェーン全体でのデジタル化
流通ネットワークキング 2024年11・12月号（TDBC寄稿）
<https://tdbc.or.jp/news/2024/67495d831ed894776fcfbd34/>
- [特別レポート] 新物流2法で求められる荷主・運送事業者等の行動変容
流通ネットワークキング 2025年3・4月号（TDBC寄稿）
今後、全文を公開予定（以下のURLは日本工業出版の紹介ページ）
https://www.nikko-pb.co.jp/products/detail.php?product_id=5937



「自動車運送事業の働きやすい職場認証制度取得マニュアル」 グローアップ社会保険労務士法人 山下 智美（著）

目次

- 第1章 「働きやすい職場認証制度」ってどんな制度？
- 第2章 審査から登録までの流れを確認する
- 第3章 認証項目と達成ポイントを確認する
- 第4章 認証項目ポイント解説
- 第5章 電子申請の流れ

購入、詳細は <https://amzn.asia/d/8zTOUn2>

2025年5月28日（水）～30日（金）

運輸安全・物流DX EXPO 2025「TDBCパビリオン」展示

2025年7月11日（金）

TDBC Forum 2025（オンライン開催）

2025年7月16日（水）～19日（土）

関西万博 2025 INTEX OSAKA 展示、講演

2025年7月18日（水）

関西万博 2025 EXPO Hall e建機[®]チャレンジ

一般社団法人 運輸デジタルビジネス協議会

<https://tdbc.or.jp/>

E-mail unyu.co@wingarc.com

TEL 03-5962-7370

